

議案第十六号

港区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立公園条例の一部を改正する条例

港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四金額の欄中「三千六百九十三円」を「三千八百五十六円」に、「千六百四十一円」を「千七百十四円」に、「二千七百三十六円」を「二千八百五十七円」に、「千九十四円」を「千四百四十二円」に、「千二百二十二円」を「千五百八十八円」に、「八百二十円」を「八百五十七円」に、「九百三十八円」を「千二百十九円」に、「千三百九十円」を「千八百七円」に、「二万千八百四十円」を「二万二千八百円」に、「三万四千二百二十五円」を「三万五千六百二十五円」に、「九十一円」を「九十五円」に改める。

別表第五金額の欄中「二千三百五十七円」を「二千四百十二円」に、「七百七円」を「七百二十三円」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

(説 明)

公園占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。